

議案第21号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市手数料条例の一部を改正する条例

佐倉市手数料条例（平成12年佐倉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の132の項中

「

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき25,000円
-------------------------------------	--------------

」を

「

床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき15,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000	1件につき25,000円

平方メートル以下のもの	
-------------	--

」に、

「

延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき25,000円
-----------------------------------	--------------

」を

「

延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき15,000円
延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき25,000円

」に改め、同表133の項中

「

床面積の 合計が3 00平方 メートル を超え2, 000平 方メー トル以下 のもの	1件につき16 7,000円
---	-------------------

」を

「

床面積の 合計が3 00平方 メートル を超え1, 000平 方メー トル以下 のもの	1件につき1 28,000円
床面積の 合計が1, 000平 方メー トルを超 え2,000 平方メ ートル以 下のもの	1件につき1 67,000円

」に、

「

延べ面積	1件につき35
------	---------

が300 平方メー トルを超 え2,00 0平方メ ートル以 下のもの	7,000円
---	--------

」を

「

延べ面積 が300 平方メー トルを超 え1,00 0平方メ ートル以 下のもの	1件につき2 79,000円
延べ面積 が1,00 0平方メ ートルを 超え2,0 00平方 メートル 以下のも の	1件につき3 57,000円

」に、

「

延べ面積 が300 平方メー トルを超 え2,00 0平方メ	1件につき13 6,000円
---	-------------------

メートル以下のもの	
-----------	--

」を

「

延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	1件につき103,000円
延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	1件につき136,000円

」に改め、同表137の2の項及び137の3

の項を次のように改める。

137の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定による建築物エネルギー消	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イによるもの	延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき28,000円
					延べ面積1,000平方メートル以上	1件につき4万円

費性能適合性判定に対する審査				2,000平方メートル未満	
				延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき94,000円
				延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき14万円
				延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき173,000円
				延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき214,000円
			建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第	延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき24,000円

				1号口によるもの	延べ面積 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1件につき3 5,000円
					延べ面積 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1件につき8 8,000円
					延べ面積 5,000 平方メートル以上 1万平方 メートル 未満	1件につき13 3,000円
					延べ面積 1万平方 メートル 以上25, 000平 方メー トル未満	1件につき16 6,000円
					延べ面積 25,00 0平方メ ートル以 上	1件につき20 5,000円
			工場 等以 外	建築物エ ネルギー 消費性能	延べ面積 300平 方メー トル	1件につき26 5,000円

				基準等を定める省令第1条第1項第1号イによるもの	ル以上1,000平方メートル未満	
					延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき342,000円
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき489,000円
					延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき602,000円
					延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき712,000円
					延べ面積25,000平方メートル以	1件につき812,000円

					上	
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口によるもの	延べ面積 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき103,000円
					延べ面積 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき136,000円
					延べ面積 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき22万円
					延べ面積 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき287,000円
					延べ面積 1万平方メートル以上25,000平方メートル	1件につき345,000円

					ル未満	
					延べ面積 25,000平方メートル以上	1件につき405,000円
		備考				
		<p>1 工場等とは、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分をいう。以下同じ。）の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。</p> <p>2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。</p> <p>3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p> <p>4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定による軽微な変更該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。</p>				
1373	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第1	建築物エネルギー消費性能適合性判定通	工場等	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条	延べ面積300平方メートル以上1,000平方メートル	1件につき28,000円

3条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査	知手数料	第1項第1号イによるもの	ル未満	
			延べ面積 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満	1件につき4万円
			延べ面積 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	1件につき94,000円
			延べ面積 5,000 平方メートル以上 1万平方メートル未満	1件につき14万円
			延べ面積 1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき173,000円
			延べ面積 25,000平方メートル以上	1件につき214,000円
		建築物エ	延べ面積	1件につき2

				エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口によるもの	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	4,000円
					延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき35,000円
					延べ面積2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき88,000円
					延べ面積5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき133,000円
					延べ面積1万平方メートル以上25,000平方メートル未満	1件につき166,000円
					延べ面積25,000平方メートル以上	1件につき205,000円

					0 平方メートル以上	
			工場等以外	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イによるもの	延べ面積 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき265,000円
		延べ面積 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満			1件につき342,000円	
		延べ面積 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満			1件につき489,000円	
		延べ面積 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満			1件につき602,000円	
		延べ面積 1万平方メートル以上25,000平			1件につき712,000円	

					方メートル未満	
					延べ面積 25,000平方メートル以上	1件につき812,000円
				建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口によるもの	延べ面積 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	1件につき103,000円
					延べ面積 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき136,000円
					延べ面積 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	1件につき22万円
					延べ面積 5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	1件につき287,000円

					延べ面積 1万平方 メートル 以上25, 000平 方メー トル未 満	1件につき34 5,000円
					延べ面積 25,00 0平方 メートル 以上	1件につき40 5,000円
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場等とは、非住宅部分の全部を工場、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する建築物をいう。 2 建築物を建築する場合の延べ面積とは、当該建築に係る部分の床面積と審査を要する既存部分の床面積の合計をいう。 3 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証明する場合は、建築物エネルギー消費性能適合性判定通知手数料に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 						

別表第1の138の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、「(建

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項の非住宅部分を
いう。以下同じ。)」を削り、「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」
に、

「

延べ面積 300平方メートル以上2, 000平方メートル未満	1件につき2 5,000円
--------------------------------------	------------------

」を

「

延べ面積 300平方メートル以上1, 000平方メートル未満	1件につき1 5,000円
延べ面積 1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	1件につき2 5,000円

」に、

「

延べ面積 300平方メートル	1件につき34 3,000円
-------------------	-------------------

ル以上2, 000平 方メート ル未満	
------------------------------	--

」を

「

延べ面積 300平 方メート ル以上1, 000平 方メート ル未満	1件につき2 65,000円
延べ面積 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満	1件につき3 43,000円

」に、

「

延べ面積 300平 方メート ル以上2, 000平 方メート ル未満	1件につき13 6,000円
--	-------------------

」を

「

延べ面積 300平	1件につき1 03,000円
--------------	-------------------

方メートル以上1,000平方メートル未満	
延べ面積1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき136,000円

」に改め、同項備考3中「第29条第3項」を「第34条第3項」に改め、同項備考4中「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表139の項中「第31条の」を「第36条の」に改め、同項備考1中「第31条第2項」を「第36条第2項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表140の項中「第36条」を「第41条」に、「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

延べ面積300平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件につき25,000円
------------------------------	--------------

」を

「

延べ面積300平方メートル	1件につき15,000円
---------------	--------------

ル以上1, 000平 方メー トル未 満	
延べ面積 1,000 平方メ ートル 以上 2,000 平方メ ートル 未満	1件につき2 5,000円

」に、

「

延べ面積 300平 方メー トル 以上2, 000平 方メー トル未 満	1件につき34 3,000円
--	-------------------

」を

「

延べ面積 300平 方メー トル 以上1, 000平 方メー トル未 満	1件につき2 65,000円
延べ面積 1,000 平方メ ートル 以上 2,000	1件につき3 43,000円

平方メー トル未満	
--------------	--

」に、

「

延べ面積 300平 方メー トル以上2, 000平 方メー トル未満	1件につき13 6,000円
--	-------------------

」を

「

延べ面積 300平 方メー トル以上1, 000平 方メー トル未満	1件につき1 03,000円
延べ面積 1,000 平方メー トル以上 2,000 平方メー トル未満	1件につき1 36,000円

」に改め、同表140の2の項中「第30条第

2項」を「第35条第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。